

## 近畿財務局体験プログラムの実施に関する要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、近畿財務局が実施する学生実習受入制度(以下「体験プログラム」という。)に関し必要な事項を定めることにより、学生に就業体験の機会を提供し、次世代の人材教育及び財務行政についての理解の増進に資するため、学生の受け入れ体制の確立と体験プログラムの円滑な実施を目的として制定する。

### (実習対象者)

第2条 近畿財務局における体験プログラムの対象者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)又は大学院に在籍する学生(以下「学生」という。)とし、次条の手続きに基づき決定された者とする。

### (実習生の受入依頼及び決定)

第3条 体験プログラムへの参加を希望する学生は、別途定める「近畿財務局体験プログラム参加申込書」を作成のうえ、近畿財務局長に提出しなければならない。

- 2 近畿財務局長は、受入の可否及び受け入れる場合は実習を行う部署を決定する。
- 3 前項の規定による決定がされたときは、近畿財務局長はその旨を体験プログラムへの参加を希望する学生に通知するものとする。

### (サポート体制、身分、実習指導官、実習計画及び受入部署の役割)

第4条 近畿財務局は、体験プログラムに参加する学生(以下「実習生」という。)の実習が円滑かつ適切に実施されるよう以下のサポート体制をとるものとする。

- (1) 体験プログラムに関する事務は総務部人事課において行うこととする。体験プログラムに関する「総括責任者」を総務部人事課人事課長とする。
  - (2) 実習生の日常的な相談受付等を行う「相談員」を置く。相談員は総務部人事課人事企画係長及び人事企画係員とする。
  - (3) 実習生の受入課・室・官に、実習生の監督、指導、助言等を行う「実習指導官」を置く。
- 2 近畿財務局における実習生の身分は「近畿財務局実習生」とし、実習生は実習期間中、実習生であることを表示した名札を着用しなければならない。
  - 3 実習指導官は、実習の内容、期間等を定めた実習計画書を作成するものとする。
  - 4 実習指導官は、学生が在籍する大学の代表者から実習結果等についての報告を求められたときは報告書等を作成し、学生が在籍する大学の代表者及び近畿財務

局長に提出するものとする。

- 5 近畿財務局長は、実習の効果を把握するため、実習後、学生に対し実習に係る報告書を提出させることができるものとする。

(報酬等)

第5条 近畿財務局は、実習生に対して、報酬・賃金、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

(実習期間)

第6条 体験プログラムの実習期間は、原則として学生の夏期休暇中の一定期間とし、あらかじめ近畿財務局長が決定し、学生に通知するものとする。

(実習時間)

第7条 本局における実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く。)の午前9時00分から午後5時45分までとし、財務事務所における実習時間は原則として月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、近畿財務局長が必要と認める場合には、実習時間を変更することができるものとする。

(服務)

第8条 実習生は、近畿財務局長あて別途定める「誓約書」を提出し、以下の事項を徹底するものとする。

- (1) 実習生は、実習期間中所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めるものとする。
- (2) 実習生は、近畿財務局職員が遵守すべき法令及び規則等に従うとともに、実習指導官の監督、指導、助言等に従わなければならない。
- (3) 実習生は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第100条に定められた守秘義務を遵守し、実習により知り得た業務上の情報(公開されているものを除く。)については、実習期間中及び実習期間終了後も、一切第三者に開示してはならない。
- (4) 実習生は、実習期間中、特定の政党、宗教、団体等の利益のための行為を行ってはならない。
- (5) 実習生は、実習期間中、病気等のため予定されていた実習を行うことができない場合には、事前に実習指導官にその旨を連絡し承認を得なければならない。事前に連絡ができない場合は、事後速やかに実習指導官にその旨を連絡し承認を得なければならない。

(実習の中止)

第9条 近畿財務局長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

- (1) 実習生が服務規律、実習計画、実習指導官の指示等に従わない場合。
- (2) 実習生が理由の如何を問わず、実習日数の2割を超えて実習に出席できない場合。
- (3) 実習を継続することにより、近畿財務局の業務に支障が生じ、又はそのおそれがある場合。
- (4) その他実習の目的を達成することが困難であると認められる場合。

(事故責任等)

第10条 実習生は、実習中の事故等により傷害を負った場合又は近畿財務局(その職員を含む。)若しくは第三者に損害を与えた場合に備えて傷害保険及び賠償責任保険の両方に加入しなければならない。

(雑則)

第11条 本要綱に定めのない事項及び本要項に関して疑義が生じた事項については、近畿財務局と実習生が協議して決定するものとする。